

平成31年度

保育所等申込みのしおり

(認定の申請・利用調整の申込み)

このしおりにおいて、「保育所等」とは、府中市内の認可保育所・地域型保育事業のことを指します。

(府中市では、市立の認可保育所は保育所、私立の認可保育所は保育園という名称になっています。)

本冊子における年表示は元号「平成」を使用しておりますが、改元があった場合には新元号に置き換えてお読みください。

西暦に置き換える場合は以下のとおりです。

平成30年・・・2018年	平成32年・・・2020年	平成34年・・・2022年
平成31年・・・2019年	平成33年・・・2021年	平成35年・・・2023年



このしおりの中には、次の書類が入っています。

- 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書兼保育所等利用調整申込書(児童票は2枚)
- 申込書・児童票の記入の仕方
- 就労(内定)証明書(父母分として2枚)
保育受託証明書
- 平成31年度保育所等申込みチェックシート

次の状況に該当する方は、その他の書類が必要になります。

市役所5階保育支援課、各認可保育所等、府中市ホームページより取得してください。

- 就労以外の要件で申込みの方(傷病・介護・就学・求職活動中)
- ひとり親家庭の場合

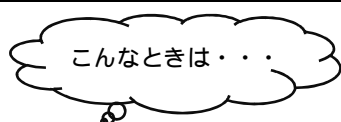
府中市子ども家庭部保育支援課認定給付係

電話 042(335)4172

URL <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>

【 目 次 】

「子ども・子育て支援新制度」について ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
「保育の必要性」の認定・・・・・・・・・・・・・・・・	2
保育必要量・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育・保育給付に係る支給認定証の有効期限・・・・・・・・	2
保育所等の利用手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
対象者等・・・・・・・・・・・・・・・・	3
出産予定児童の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	3
平成31年度4月申込み(1次募集)から入所までの流れ	4
必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・	5、6
不足書類の提出期限について・・・・・・・・	6
利用可能な保育所等の決定後及び保育所等への入所後について ・・・・・・・・	7
復職・復学、就労開始・就学開始の確認・・・・・・・・	7
育児休業を取得する方の取扱い・・・・・・・・	7
利用者負担額・・・・・・・・	7
転所・・・・・・・・	7
辞退・・・・・・・・	7
年齢制限のある保育所等について ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2次募集以降の申込みについて ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
平成31年度4月申込み(2次募集)から入所までの流れ	9
1次募集から申込みをしている方・・・・・・・・	9
4月入所の辞退繰上げ・・・・・・・・	9
入所あつせん・・・・・・・・	9
平成31年度5月入所以降の申込み(年度途中)・・・・	10
年度途中申込みから入所までの流れ・・・・・・・・	10
1次又は2次募集の利用調整で待機となった方	10
入所申込みの取下げ及び希望保育所等の変更	10
入所・転所申込みの注意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
申込みに際して・・・・・・・・	11
申込み書類について・・・・・・・・	11
保育所等の希望について・・・・・・・・	11
出産予定のある方・・・・・・・・	11、12
就労で申込みの方・・・・・・・・	12
その他の要件で申込みの方・・・・・・・・	12
変更等のある方・・・・・・・・	12
兄弟姉妹で同時に申込みの方の入所方法について ・・・・・・・・	13
保育所等入所中及び入所が決定された方への確認事項 ・・・・・・・・	14
就労状況等が変更した場合・・・・・・・・	14
認定変更の届出期限について・・・・・・・・	14
現況届の提出・・・・・・・・	14
保育所等を退所・入所取消になることがあります	14
保育時間を超える利用と延長保育について	14
保育所等の利用調整を行う基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	15
利用調整基準表・・・・・・・・	15、16
利用調整基準調整表・・・・・・・・	16、17
基準表及び基準調整表の取扱いについて	18
認可外保育施設等について ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
東京都認証保育所・・・・・・・・	19
認可外保育施設利用者保育料助成金	19
一時預かり事業・定期利用保育事業	20
その他の民間保育施設・・・・・・・・	20
市立保育所の再編について ・・・・・・・・・・・・・・・・	21～24
保育所等施設情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・	25
認可保育所・・・・・・・・	25～28
地域型保育事業・・・・・・・・	29
利用者負担額表 ・・・・・・・・・・・・・・・・	30



市外から申込みたい	➡	3割
市内転居をした	➡	13割
延長保育料が知りたい	➡	25～28割

「子ども・子育て支援新制度」について

「保育の必要性」の認定

保育所等を利用するためには「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。認定申請の手続きは、原則、保育所等の利用手続きと同時に行います。

認定を受けるためには次の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する必要があります。

●保育の必要な事由

就労(月48時間以上) 妊娠・出産 保護者の疾病・障害 同居又は長期入院している
親族の介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 虐待やDVのおそれがある場合 育
児休業中に既に保育所等を利用している子どもがあり、継続利用の必要がある場合 その他、
府中市が認める場合

上記のいずれかに該当する場合、お子さまの状況により認定区分が分かります。

●認定区分

1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上で、教育(幼稚園等)を希望する場合

2号認定：満3歳以上・保育認定

満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする場合

3号認定：満3歳未満・保育認定

満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする場合

保育必要量

府中市にて「2号認定」または「3号認定」を受けた場合は保育の必要量に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分されます。

●保育必要量

「保育標準時間認定」...預け時間：7時～18時(1日最長11時間)

「保育短時間認定」.....預け時間：8時30分～16時30分(1日最長8時間)

「保育の必要な事由」と希望によって保育必要量を区分します。「保育の必要な事由」の状況により、「保育標準時間」を希望していても「保育短時間」認定となる場合があります。

いずれの認定の場合も、家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間を保育所等が決定していくこととなりますので、必ず最長時間でのお預かりとなるわけではありません。

「保育ルームひよこっこはちまん」「保育ルームひよこっこわかまつ」を利用する場合は「保育短時間認定」となります。

市外の保育所等はこの限りではありません。詳しくはお問い合わせください。

教育・保育給付に係る支給認定証の有効期限

「保育の必要性」が認定されると、教育・保育給付に係る支給認定証(以下、認定証という)が交付されます。認定証に記載のある有効期間が終了した場合、入所中の方は退所、申込中の方は利用調整の対象外(チェックシート項目13にチェックした場合を除く)となります。

<有効期間の例> 求職活動：認定の日から90日間を経過する日が属する月の末日まで

例) 4月入所希望の場合 6月末まで有効

出産要件：出産月及びその前後2カ月

例) 8月中出産予定 6月から10月まで有効

有効期間の終期以降も保育所等の利用、利用調整の対象となることを希望される場合は、認定期間の終了日の属する月の10日(土日祝日の場合はその直前の平日)までに改めて必要な書類をご提出ください。

保育所等の利用手続きについて

対象者等

【対象者】

原則、府中市の住民基本台帳に登録されており、生後8週経過後(朝日保育所は3か月経過後、府中保育園と西府の森保育園は1歳児クラスから)の心身ともに健康で集団保育が可能な児童で、保護者が就労(1か月48時間以上)や病気等の理由により、家庭で保育できない児童。

集団保育を経験させたいといった理由のみでは該当しません。

利用調整の対象者は、保育を必要とする認定(2号又は3号認定)を受けている児童(予定を含む)のみとなります。

【クラス年齢】

クラス年齢は、**平成31年4月1日現在の満年齢**となります。平成31年5月以降の利用調整でもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	平成30年4月2日以降
1歳	平成29年4月2日から平成30年4月1日まで
2歳	平成28年4月2日から平成29年4月1日まで
3歳	平成27年4月2日から平成28年4月1日まで
4歳	平成26年4月2日から平成27年4月1日まで
5歳	平成25年4月2日から平成26年4月1日まで

出産予定児童の申込み

保育所等0歳児クラスの4月入所に限り、出産予定児童の入所申込みを受付けます。出産予定で申込みできるのは、**平成31年2月3日(日)まで(朝日保育所は平成31年1月1日(火)まで)に出産予定であることが確認できる場合**です。認定証は出生後に交付します。

平成31年2月3日(日)まで(朝日保育所は平成31年1月1日(火)まで)に生まれなかった場合、4月入所の対象外となり、改めて生後8週経過後(朝日保育所は生後3か月経過後)の翌月1日からの利用調整の対象となります。

正産期出産でない児童で、利用可能な保育所等が決定した場合は、健康上の理由から通所開始が遅れることがあります。その場合であっても、入所月の変更はできず、利用者負担は4月分からお支払いいただきます。

年度途中の申込みについては生後8週経過後(朝日保育所は生後3か月経過後)の翌月1日からの入所申込みが可能です。

府中市外の保育所等をご希望の方へ

ご希望の保育所等がある市区町村に必要な書類と締切日をご確認のうえ、締切日の概ね1週間前までに府中市役所5階保育支援課へお申込みください(支給認定は府中市で行います)。

なお、転出予定で保育所等の申込みをした場合は、入所希望月の前月末日までに住民票を異動し、転出先の市区町村の保育所等担当課での申込手続きが必要です(支給認定は転出先の市区町村が改めて行います)。

府中市外在住で、府中市の保育所等をご希望の方へ

お申込みは、現在お住まいの市区町村で行ってください。申込書以外の書類(認定に必要な書類等)については必ず府中市の書式を使用してください。府中市以外の書式で申込みをされた場合、利用調整において不利になることや、支給認定及び利用調整ができない場合があります。お住まいの自治体から府中市へ書類を送付する期間が必要なため、事前にお住まいの自治体に提出期限を確認し、**平成30年11月22日(木)まで(年度途中の場合は各月締切日まで)**に府中市の保育支援課に届くように提出してください。転入予定の方の申込みは、**利用開始希望月前月の末日までに転入し、府中市保育支援課での申込手続きを行うことを条件に**、市民扱いとして利用調整を行います。

なお、申込みにあたっては、府中市様式の「チェックシート」、「転入に関する誓約書」及び不動産の売買(賃貸)契約書(契約者双方の押印がされているもの、かつ、引渡し日が記載されているもの)等の契約者・入居する建物の所在地が表示されている部分の写しが必要です。「転入に関する誓約書」のみ提出の場合は、利用調整において不利な取扱いとなります。

府中市に転入予定のない(転入先住所が未確定の場合を含む)場合は0~2歳児クラスの受付はできません。3歳児クラス以上についても2次募集からの受付となり、府中市民の利用調整後空きのある場合に利用調整の対象となります。

平成31年度4月申込み(1次募集)から入所までの流れ

申込み(認定申請及び利用調整申込み)受付

【受付期間】平成30年11月12日(月)～11月22日(木)午前9時～午後5時

11月17日(土)・18日(日)は午前9時～午前11時30分

11月19日(月)・20日(火)は午前9時～午後7時

いずれの日も午前11時30分から午後1時30分は受付けません。

不足書類提出期間も含めて受付期間は平成30年11月22日(木)までです。

希望保育所等の変更・追加もこの期間に受付けます。

11月

月	火	水	木	金	土	日
12 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	13 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	14 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	15 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	16 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	17 午前9時～11時30分	18 午前9時～11時30分
19 午前9時～11時30分 午後1時30分～7時	20 午前9時～11時30分 午後1時30分～7時	21 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時	22 午前9時～11時30分 午後1時30分～5時			

【受付場所】市役所北庁舎3階第4会議室(保育所等では受付けません。)

午後6時以降及び土曜日・日曜日は、西側入口(府中街道側)よりお入りください。

受入予定人数公表日：平成30年10月26日(金)

公表場所：市役所5階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ

支給認定及び利用調整

保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。また、必要に応じて提出書類の内容について電話確認等を行い、利用調整を行う基準等(15～18頁)に基づき利用調整します。申込先着順・抽選ではありません。

認定証の交付及び利用調整結果の通知

認定証及び利用調整の結果の通知は、平成31年2月8日(金)頃にお送りする予定です。認定内容及び利用調整結果は認定証及び通知書でお確かめください。認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については電話での回答はできません。受理票をお持ちいただき、保育支援課にて保護者の本人確認ができた場合のみ、利用調整結果等の内容についてお答えします。

[利用可能保育所等決定後]

面接・健康診断

利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。

3月中旬に面接及び健康診断を終えない場合、入所が取消になることがあります。

入所決定(平成31年3月中旬)

面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「入所承諾通知書」を郵送します。また、4月の登所時に「利用者負担額決定通知書」をお渡しする予定です。

必要書類(については平成31年度府中市保育支援課様式でご提出ください)

個人番号(マイナンバー)の確認できる書類

支給認定申請書兼保育所等利用調整申込書・児童票(必須)

申請書兼保育所等利用調整申込書は世帯で1枚、**児童票は申込児童1人につき1枚**必要です。

保育要件確認のための書類(必須)

家庭で保育できない状況がわかる書類

チェックシート(必須)

税資料(該当する世帯のみ)

その他(該当する世帯のみ・一部)

提出書類はあらかじめコピーし、内容をよく確認してからご提出ください。一度受理した書類は一切お返しいたしません(コピーによる返却等も含む)。

書類の記入漏れや未提出、指定様式以外での提出があった場合は、認定却下・利用調整対象外及び利用調整において不利な扱いになる場合があります。

提出書類は支給認定、利用調整、保育所等での面接、入所後の保育所等の運営の資料として取扱いに十分注意し、保育支援課及び保育所等のみで使用させていただきます。

個人番号(マイナンバー)の確認について

保育所等申込み等について、申込者である保護者及び入所を希望する児童や入所中児童の社会保障・番号(マイナンバー)の記入が必要になります。また、記入されたマイナンバーを確認するために、申請時には申請に来庁する保護者のマイナンバーの提示とマイナンバー法に基づく本人確認が必要です。

【申込み手続き時の必要書類】

- ・手続きに来庁される保護者の「個人番号カード(裏面)」や「通知カード」等、番号を確認できる書類
- ・手続きに来庁される保護者の本人確認ができる書類(「個人番号カード(表面)」の他、運転免許証やパスポート等)

保育要件確認のための書類

父母それぞれについて必要です。

の書類はこのしおりに入っていません。市ホームページからダウンロードが可能です。また、市役所5階保育支援課及び各保育所等でも配布しています。

保護者等の状況	必要な書類
就労をしている。 就労先が内定している。	「就労(内定)証明書」 産休中又は育休中の方も提出してください。 また、復職後は「 復職(復学)証明書 」を提出してください。 就労先内定の方は就労開始後に「 就労開始証明書 」を提出してください。 就労開始証明書の提出がない場合、就労を開始していないものと判断します。 基本的には学童にも流用可の書類です。流用出来ない場合がありますので詳しくは児童青少年課(042-335-4300)までお問合せください。
出産を予定している。 妊娠中である。	母子手帳のコピー 保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日がわかるページ 産前産後休業後に復職し、就労要件での利用調整を希望する方は、チェックシートに記入してください。
傷病や心身の障害がある。	障害者手帳のコピー 又は医師の「 診断書(府中市保育支援課指定様式) 」 身体障害者手帳は等級の他に障害名がわかる部分のコピーを提出してください。 指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。 過去2年以内に4週間以上の入院歴がある、又は入院を予定している場合は、入院期間のわかる書類を提出してください。
祖父母等の介(看)護にあたっている。	「介(看)護状況届出書」 及び、 介護保険被保険者証又はケアプランの要介護度がわかる部分のコピー 介護保険被保険者証又はケアプランの書類をお持ちでない場合は、介(看)護されている方の 障害者手帳のコピー 、又は医師の「 診断書(府中市保育支援課指定様式) 」 指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。
学校に通学中又は入学を予定している。	府中市保育支援課指定の「 在学・研究証明書 」又は 学校発行の 在学証明書 と 時間割 と府中市保育支援課指定の「 在学・研究証明書 」の裏面
災害の復旧にあたっている。 (仕事・ボランティアを除く)	「 罹災証明書 」及び具体的な復旧活動内容のスケジュールがわかるもの。
求職活動をしている。	「 求職活動誓約書 」及び 公共職業安定所の登録証のコピー 公共職業安定所の登録証のコピーは添付なしでも申請できますが、利用調整において不利な取扱いとなります。

税資料

父母それぞれについて必要です。また、父母が非課税の場合で、祖父母が同一世帯内にいる場合は祖父母の税資料も必要です。

【4月から8月入所申込みをする方】

平成30年1月1日の住所地		必要な書類
府中市	市民税申告が済んでいる	府中市の市民税情報で確認しますので必要ありません。
	市民税申告が済んでいない	市民税申告をし、 受付票 をご提示ください。
府中市以外		「平成30年度住民税(非)課税証明書(原本)」

【9月から2月入所申込みをする方】

平成31年1月1日の住所地		必要な書類
府中市	市民税申告が済んでいる	府中市の市民税情報で確認しますので必要ありません。
	市民税申告が済んでいない	市民税申告をし、 受付票 をご提示ください。
府中市以外		「平成31年度住民税(非)課税証明書(原本)」 平成31年6月以降に発行可能となります。

認定証の有効期間の終了前でも、市民税情報が確認できない場合は利用調整対象外になります。

収入がなく配偶者控除(配偶者特別控除は除く)の対象となっている場合は、父又は母の税情報で確認できますので、税資料の提出及び市民税申告は不要です(該当日に住所地が市外の方は除く)。

当初申告から変更があった場合は、保育支援課へお知らせください。

支給認定に必要な市民税情報が期限までに確認できない場合は、申請を却下し、利用調整も対象外となりますのでご注意ください。

保護者の市民税所得割は課税されているが、児童が祖父母等の税法上の被扶養となっている場合は、祖父母の税資料も必要です。

税資料は支給認定に必ず必要です。海外で就労のため税証明が出ない、もしくは上記の資料が期限までに間に合わない場合は「年間収入申告書」を提出してください。

その他(該当する世帯)

保護者等の状況	必要な書類
ひとり親世帯	「ひとり親家庭状況申告書」及び当年度の児童扶養手当証書のコピー 又は戸籍謄本のコピー等 提出書類の詳細は、「ひとり親家庭状況申告書」の裏面をご覧ください。
離婚を前提に別居中(住民票が別)で離婚調停中の方	「ひとり親家庭状況申告書」及び 離婚調停(裁判)を証明する書類(夫婦関係調整事件に限る)
認可外保育施設等を利用している(月額3万円以上、又は有償で月12日以上利用)	以下の または のいずれかを、施設等の利用期間に関わらずご提出ください。 「保育受託証明書」 保育委託契約書のコピーと最大6か月分の保育料の領収書のコピー(請求書は不可) 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限ります)を指します。 月額3万円未満の有償で月12日以上利用の方は、保育委託契約書のコピーと最大6か月分の保育料の領収書のコピーではなく、「保育受託証明書」を提出してください。
生活保護世帯	生活保護担当課発行の生活保護受給証明書(府中市で受給している場合は不要)
保育士資格を有する方	保育士証の写し 保育士資格を有し、かつ、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業、認証保育所または幼稚園等に就労(予定)の方に限る。
府中市内に転入予定で申込みをする方	「転入に関する誓約書」及び不動産の売買(賃貸)契約書(・契約者双方の押印がされている・建物の所在地が表示されている・引渡し日が記載されている部分)の写し。

不足書類の提出期限について

申込時に不足の書類については、各入所希望月の受付期間の最終日が提出期限となります。不足書類のある方には受付時にお渡しする受理票に、不足書類を記入してお渡ししますので、受付期間最終日までには必ず受理票を一緒にお持ちいただき、保育支援課へ提出してください。**受理票がない場合は書類を受理できないことがあります。**期限後に提出された書類は次回の利用調整から反映します。

不足書類の提出が期限内になかった場合、利用調整において不利な扱いになることや、支給認定及び利用調整ができない場合があります。

利用可能な保育所等の決定後及び保育所等への入所後について

復職・復学、就労開始・就学開始の確認

次に該当する方は、期限までに復職・復学、就労・就学を開始し、それぞれ必要な証明書をすみやかに提出してください。期限までに復職・復学、就労・就学を開始できない場合は、入所月の翌月末で退所となります。また、**産育休を取得している場合は、取得前と同一の就労先に復職する必要があります**（**復職せずに退職・転職した場合は、退所または入所取消となります**）。

【産休中、育休中又は休学中の方】・・・「復職(復学)証明書」 復職(復学)期限は入所月の翌月1日以前

【就労内定の方】・・・「就労開始証明書」 就労開始期限は入所月の月末以前

【就学予定の方】・・・府中市保育支援課指定の「在学・研究証明書」（学校等指定の在学証明書と時間割でも可）

就学開始期限は入所月の月末以前

育児休業を取得する方の取扱い

入所後(入所月及び前後2か月に出生する(予定を含む)場合を除く)に出生して育児休業を取得する場合は、支給認定の変更が必要になります。育児休業期間が決定次第、「状況変更届」及び育児休業承認期間が記載されている「就労(内定)証明書」等を提出してください。認定変更を受けた場合、**対象児童が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで育児休業を取得したままでの入所を認めています**。ただし、対象児童が満1歳に達して最初に迎える4月末に上のお子さんが5歳児クラスに在籍の場合は、就学前まで継続利用が可能です。また、**育児休業の取得ではなく退職した場合や、父母が同じ時期に育児休業を取得する場合は、退所となります**。

利用者負担額

入所が決定した場合、児童の保護者(父母が非課税で祖父母が同一世帯内にいる場合や、保護者の市
民税所得割は課税されているが、児童が祖父母等の税法上の被扶養になっている場合は、祖父母等
を含む)の市民税所得割合計額により利用者負担額を決定します。(30円)

なお、地域型保育事業該当施設につきましては納入方法等が異なりますので、くわしくは施設までお問い合わせください。

【納期限】

当該月の末日(12月は25日) 納期限が土日祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日

【納入方法】

口座振替(保育支援課より口座振替依頼書を送付します。)

利用者負担額は月額です。退所する場合は原則月末退所となり、利用者負担はひと月分がかかります。

入所中の兄弟姉妹がいる場合、原則として同じ口座からの引き落としとなります。別の口座をご希望の場合は、別途口座振替依頼書をご提出ください。

生活困窮等により利用者負担の納入が困難な場合は、利用者負担が減額または免除される場合があります。詳細は保育支援課へお問合せください。

転所

入所中の児童が、他の保育所等に入所することを転所と言います。

(1) 転所を希望する場合

申込期限、提出書類は新規申込みと同じです。

(2) 転所の希望を取下げの場合(転所を必要としなくなった場合)

各月の申込期限までに、保育支援課へ「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を提出してください。

手続きのない場合は、転所希望児童として利用調整を行います。転所可能な保育所等の決定後、現在入所中の保育所等には次に入所予定の児童が決まっているため、4月(入所月)から通所できなくなります。そのため、現在の保育所等に慣れたため通い続けたい等、転所を必要としなくなった場合には、必ず申込取下げの手続きを行ってください(**転所可能な保育所等の決定後、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに入所するかを自由に選択することはできません。転所を辞退する場合、どちらの保育所等にも通うことができなくなります**)。

辞退

利用調整の結果、利用可能な施設の決定後に入所を辞退する場合、手続きが必要となります。入所を希望しなくなった場合はすみやかに保育支援課へ「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を提出してください。利用可能な保育所等の決定後に入所を辞退すると、翌年同月分の利用調整まで減点されます。辞退後に再度、入所を希望する場合は、改めて利用調整の申込みが必要です。

年齢制限のある保育所等について

1 歳児クラスより申込可能な保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢
府中保育園	1～5歳児クラスのみ 0歳児クラスは申込みできません。
西府の森保育園	

最終クラス修了後、行き先が決まっている保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢	連携施設等
府中保育園分園	0～1歳児クラスのみ 2～5歳児クラスは申込みできません。	府中保育園の2歳児クラス
ラフ・クルー分倍河原保育園分園	0～2歳児クラスのみ 3～5歳児クラスは申込みできません。	ラフ・クルー分倍河原保育園の3歳児クラス
ひよっこはちまん		キッズルームっこ保育園の3歳児クラス
ひよっこわかまつ		3歳児クラス
ねぎし保育園		千春保育園の3歳児クラス

最終クラス修了後、再調整(継続転所)によって行き先を決定する保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢
光明府中南保育園	0～2歳児クラスのみ 3～5歳児クラスは申込みできません。
山手保育園	
府中めぐみ保育園	
山手保育園清水が丘分園	

上記4つの保育園の2歳児クラスに在籍する市内在住の児童について、新年度の一般申込者よりも優先して3歳児クラスから利用する保育所(園)を決定(継続転所)します。継続転所できる保育所(園)はこちらから指定する施設(下表参照)より希望していただきます。

府中保育園、山手保育園、ラフ・クルー分倍河原保育園の本園又は分園を申込みの方は、本園又は分園の別をご記入ください。記入がない場合は本園を希望しているものとして利用調整します。

参 考

在籍施設名	継続転所先施設名	受入人数	
山手保育園 現2歳児クラス在籍：16名	東保育所	2	合計 16名
	小柳保育所	2	
	押立保育園	2	
	山手こひつじ保育園	10	
府中めぐみ保育園 現2歳児クラス在籍：14名	八幡保育所	12	合計
	府中愛児園	2	14名
山手保育園清水が丘分園 現2歳児クラス在籍：12名	小柳保育所	10	合計
	府中愛児園	2	12名
光明府中南保育園 現2歳児クラス在籍：29名	住吉保育所	4	合計 29名
	本町保育所	12	
	南分倍保育園	2	
	高安寺保育園	5	
	光明高倉保育園	6	

この表は平成30年度に2歳児クラスを利用している児童の平成31年4月からの継続転所先(新3歳児クラス)を参考までに掲載しています。

継続転所できる保育所(園)は、年度により変更となる可能性があります。

在籍園児数と受入人数の合計が同じとなっているため、全ての継続転所先施設を希望することにより、必ず指定の継続転所先施設のいずれかに入所できます。

希望者数が表の施設ごとの受入人数より多い場合は利用調整を行います。利用調整基準は、一般申込みと同様の利用調整基準に基づいて行います。

継続転所先以外の保育所(園)への転所を希望する場合には、別途手続きが必要です。継続転所先施設以外への転所申込の利用調整においては、2歳児クラスまでの施設利用者のみではなく、**一般申込者とともに利用調整を行います。**

2次募集以降の申込みについて

1次募集後、欠員が生じた場合等に利用調整を行います。

平成31年度4月申込み(2次募集)から入所までの流れ

申込み(認定申請及び利用調整申込み)受付 (希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。)
[受付期間] 平成30年11月26日(月)～平成31年2月15日(金)(土日祝日及び年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
平成31年2月16日(土)・17日(日) 午前9時～正午
[受付場所] **市役所東庁舎5階保育支援課**
平成31年2月16日(土)・17日(日)は市役所1階市民談話室 西側入口(府中街道側)よりお入りください。
受入予定人数公表日：平成31年2月12日(火)
公表場所：市役所5階保育支援課、府中市内の各保育所等及び市ホームページ

支給認定及び利用調整

保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。また、必要に応じて提出書類の内容について電話確認等を行い、利用調整を行う基準等(15～18分)に基づき利用調整します。**申込み先着順・抽選ではありません。**

認定証の交付及び利用調整結果の通知

2次募集から申込みをした方の認定証及び利用調整の結果通知は、平成31年3月5日(火)頃にお送りする予定です(電話で結果等をお答えすることはできません)。認定却下となる方は、利用調整の対象外となるため、却下通知を送付します。

1次募集から申込みしている場合は、利用可能な保育所等が決定した方のみご連絡いたします。

面接・健康診断

利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。

3月中に面接及び健康診断を終えない場合、入所が取消になることがあります。

入所決定

面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「入所承諾通知書」を郵送します。また、4月の登所時に「利用者負担額決定通知書」をお渡しする予定です。

1次募集から申込みをしている方

1次募集の利用調整で待機となった方は2次募集も利用調整の対象となるため、改めて申込む必要はありません。希望保育所等の変更・追加をする方及び就労状況等の申込内容に変更がある方は、受付期間内に届出てください。

1次募集で利用可能な保育所等が決定した方で転所を希望する方は、2次募集から転所申込み(改めて申込みが必要)をすることが可能です。

4月入所の辞退繰上げ

利用可能な保育所等が決定した方が入所辞退した場合、待機している方を繰上げます。

平成31年4月入所においては、平成31年3月8日(金)までに「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」が提出された場合及び欠員が生じた場合、**平成31年3月11日(月)頃に、2次募集の利用調整後の待機者を順に繰上げます。**保育所等への入所を希望しなくなり、辞退繰上げも希望しない方は、3月8日(金)までに申込取下げの手続きをしてください(申込取下後、平成31年5月以降の利用調整を希望する場合は、改めて申込みが必要です)。

入所あっせん(待機となった方を対象)

4月2次募集以降、利用調整の結果、各保育所等の空きのあるクラスについて、**保育所等に入所しておらず待機している児童を対象に入所あっせん**を行います。希望される方は、あっせんの受付期間内に「保育所等入所あっせん希望届」をご提出ください。期間内に届出のあった児童を点数順にあっせんします。なお、あっせんは希望する月ごとに届出する必要があります。

入所あっせん受付期間

毎月の利用調整結果の決定後(4月のあっせんは2次募集の結果発表後、5月以降は毎月20日頃)あっせん枠公表場所

保育支援課窓口及び市ホームページ

受付期間

毎月5日間程度(平日のみ、午前8時30分～午後5時15分)

受付場所

府中市役所5階保育支援課

平成31年度5月以降の申込み(年度途中)

在籍児童の退所に伴い欠員が生じた場合、利用調整により入所できることがあります。

年度途中申込みから入所までの流れ

申込み(認定申請及び利用調整申込み)受付 (希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。)

[受付期間] 次の表の期間のうち年未年始を除く平日のみ、午前8時30分～午後5時15分

[受付場所] **市役所東庁舎5階保育支援課**

受入予定人数公表日：入所を希望する月の前月3日(土日祝日及び年未年始の場合は直後の平日)

公表場所：市役所5階保育支援課、府中市内の各保育所等及び市ホームページ

入所希望月	申込受付期間	入所希望月	申込受付期間
平成31年 5月	平成31年2月18日(月)～4月10日(水)	平成31年10月	平成31年8月13日(火)～9月10日(火)
平成31年 6月	平成31年4月11日(木)～5月10日(金)	平成31年11月	平成31年9月11日(水)～10月10日(木)
平成31年 7月	平成31年5月13日(月)～6月10日(月)	平成31年12月	平成31年10月11日(金)～11月8日(金)
平成31年 8月	平成31年6月11日(火)～7月10日(水)	平成32年 1月	平成31年11月11日(月)～12月10日(火)
平成31年 9月	平成31年7月11日(木)～8月9日(金)	平成32年 2月	平成31年12月11日(水)～平成32年1月10日(金)

原則各月1日からの入所となります。

育児休業の延長の手続き等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合

平成32年3月入所の利用調整は行いません。

は、2月入所の申込期限(平成32年1月10日)までに申込み必要があります。

支給認定及び利用調整

保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。また、必要に応じて提出書類の内容について電話確認等を行い、利用調整を行う基準等(15～18分)に基づき利用調整します。**申込み先着順・抽選ではありません。**

認定証の交付及び利用調整結果の通知

年度途中より申込みをした方の認定証及び利用調整の結果の通知は、毎月20日頃にお送りする予定です(電話で結果等をお答えすることはできません)。認定却下となる方は、利用調整の対象外となるため、却下通知を送付します。

面接・健康診断

利用調整により決定した利用可能な保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。

入所月の前月中に面接及び健康診断を終えない場合、入所が取消になることがあります

入所決定

面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は「入所承諾通知書」と同時に「利用者負担額決定通知書」を郵送にてお渡しする予定です。

1次又は2次募集の利用調整で待機となった方

1次又は2次募集の利用調整で待機となった方は、改めて年度途中(5月以降)申込みをする必要はありませんが、利用調整は認定証の有効期間の終了日の属する月までとなります(チェックシート項目13にチェックした方を除く)。引き続き利用調整を希望する場合は、認定期間の終了日の属する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに認定に必要な書類(申込時と状況が変わらない場合は状況変更届、変更がある場合には、状況変更届及び保育を必要とする事由がわかる書類)を提出してください。利用調整の対象外となった後(認定証の有効期間終了後)、再度利用調整を希望する場合は申込書類全てを揃えて、改めて申込みが必要です。

提出された書類は、認定証の有効期間内の利用調整まで有効です(認定証の有効期間の終了日が平成32年3月1日以降の場合は平成32年2月入所までとなります。平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に、満3歳に到達する児童については、有効期間が終了する前に、2号の認定証を送付します)。**平成32年4月入所を希望する方は、改めて申込みが必要です。**申込時期は、平成31年秋頃に「広報ふちゅう」等でお知らせする予定です。

入所申込みの取下げ及び希望保育所等の変更

申込み後に入所・転所の必要がなくなった場合は、各月の申込み期限までに、「利用調整申込取下兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等を変更する方は「希望保育所等変更届」を保育支援課へ提出してください。

取下げ等の手続きのない場合は、入所を希望している児童として利用調整を行います(チェックシート項目13にチェックした方、または認定証の有効期間が終了している場合を除く)。利用可能な施設の決定後に辞退された方は、再度申込みをする際、いかなる理由でも翌年同月分まで利用調整において不利な取扱いとなります。

入所・転所申込みの注意点

申込みに際して

- ☑ **郵送やFAXでの申込みはできません。**

家庭状況やお子さんの健康状態などをお聞きしたうえで申込みを受付けし、その際に申込書類の受理票をお渡ししていますので、直接窓口にてお申込みください。不足書類、追加書類も同様です。

- ☑ **お子さんの健康状態や発達状況に気になることがある方はご相談ください。**

心身に障害や発達の遅れなどがあるお子さんを対象とした「すくすく保育」があります(すくすく保育は申込み時期や方法が異なりますのでお問合せください)。一般枠で申込みをして利用可能な保育所等が決定しても、面接・健康診断の結果入所不承諾となる場合があります。また、医師の見解書等の提出を依頼する場合があります。

- ☑ **平成31年度4月申込みを行う方で、平成30年度途中申込みをしている方へ**

年度途中の利用調整の結果、年度途中に入所できることがあります。年度途中の入所を希望しない場合は、申込み取下げを行ってください。

- ☑ **転所希望の方へ**

利用可能施設が決定した時点で、現在通っている保育所等に通うことができるのは転所月の前月末日までとなります(転所可能な施設の決定後、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに通うかを選択することはできません)。そのため、転所を必要としなくなった場合には、すみやかに申込み取下げを行ってください。

申込み書類について

- ☑ **提出書類に鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。**

鉛筆や消えるボールペンで記入された書類は、いずれも無効な申請・書類として取扱います。

- ☑ **利用調整は期限までに提出された書類によって審査します。不足書類がある場合、認定及び利用調整の対象外となります。**

申込書類は、期限までに提出された書類によって審査します。申込期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整から考慮します。なお、認定に必要な書類(就労(内定)証明書等の保育要件確認のための書類や税資料)が期限までに提出されない場合は、認定却下となり、利用調整も対象外となりますのでご注意ください(すでに認定されている方も同様に利用調整の対象外となります)。

保育所等の希望について

- ☑ **希望保育所等は、希望する順番で記入してください。**

希望順位は利用調整の優先順位に影響しません(希望順位の高い方を優先する利用調整方法ではありません)。利用調整の結果、利用可能な保育所等が複数ある場合には、希望順位の最も高い保育所等に決定しますので、受入予定人数等に関係なく、通いたい順番で希望順位を決めてください。

- ☑ **希望保育所等の事前見学をおすすめします。**

見学については直接保育所等にお問合せください。自宅からの距離や送迎時間、保育の様子や特色、利用可能なサービス等を参考に、見学や園庭開放に参加するなどしてお子さんに合った保育所等を選んでください。なお、府中市内で希望できる保育所等は最大10か所です。

- ☑ **年齢によって申込みに制限のある保育所等があります。**

詳しくは「年齢制限のある保育所について」(8頁)をご覧ください。

出産予定のある方

- ☑ **下のお子さん出産予定のある方はご注意ください。**

入所希望月及び前後2か月の間に下のお子さんの出産をする(予定を含む)世帯で、**出産月から2か月の間に就労・復職することの誓約(チェックシート項目10・イに署名)がない場合**、又は**就労以外の要件で利用調整を希望(チェックシート項目10・ウに署名)しない場合**は出産要件での利用調整となり、入所期間は出産要件期間(出産月及びその前後2か月の最長5か月)となります。また、出産要件で待機している場合、出産要件期間終了後は自動的に申込みが取消されます。

- 出産のために保育ができないことを理由に申し込む場合の入所期間は最大5か月です。**

申込児童の下のお子さんの出産のために、申込児童の保育ができないことを理由に申し込む場合(チェックシート項目10・アに署名の方)の入所期間は、出産月及び出産月の前後2か月(最長5か月)となります。入所中に求職活動や就労を始めても、入所期間の延長はできません。

就労でお申込みの方

- 3か月以上実績の記載がない方**

就労(内定)証明書の就労実績欄について、契約以上の実績が3か月以上確認できない場合は、各月申込み期限までに実績の記載された「就労(内定)証明書」を府中市保育支援課へ改めて提出してください。

- 育児休業中の方は入所後に職場復帰することが条件になります。**

育児休業中の方は、入所月の翌月1日(4月入所は平成31年5月1日)までに産育休取得前と同じ就労先へ復帰することを条件に、就労要件での申込受付及び利用調整を行います。したがって、期限までに復帰しない場合は、入所決定の取消し又は退所となります(兄弟姉妹2人以上で申込みをし、入所できないお子さんがいる場合でも、期限までの復帰は必要です)。

- 下のお子さんの産育休中に上のお子さんの申込みをする場合はご注意ください。**

下のお子さんの産育休中に上のお子さんのみ申込み(転所を含む)をする場合は、入所翌月1日以前または産休明けに復職する場合を除き、保育の必要性の事由に該当しないため、申込みはできません。また、すでに上のお子さんが待機中で下のお子さんの申込みをしない場合も、同様の取扱いとなります。

- 短時間勤務等の制度を利用する方はご注意ください。**

育児時間や短時間勤務等の制度を利用する場合、1日あたり2時間以内の実働時間の短縮であれば、制度利用前の契約上の就労時間で利用調整を行います。1日あたり2時間を超える実働時間の短縮や、勤務日数を減らして就労する場合は、制度利用後の拘束時間に1日につき1時間を加えた時間で利用調整を行います。1日あたり2時間以内の実働時間の短縮で利用調整が行われ入所した方は、入所から卒園まで、1日あたり2時間を超える実働時間の短縮や、勤務日数を減らすことは認められません。

その他の要件でお申込みの方

- 傷病・障害・介護で申込みの方へ**

手帳の交付や、要介護認定を受けていない方は、府中市保育支援課の指定様式で医師の診断書を取得し提出してください。府中市保育支援課指定様式でない診断書を提出した場合は、利用調整において最大でも指数は70となります。

- 求職活動中で申込みの方へ**

入所後、2か月以内に月48時間(最低基準)以上の就労を開始し、「就労(内定)証明書」をご提出ください。期限までに月48時間(最低基準)以上の就労を開始しない場合は退所となります。

変更等のある方

- 申請・申込内容に変更がある場合は届出が必要です。**

申込後に申込内容(就労内容等の保育要件、住所、家族の状況、保育状況、課税状況等)の変更がある場合には、すみやかに届出てください。

届出がないと利用調整の対象外となる場合や、不利な取扱いとなることがあります。

- 入所申込みの取下げ及び希望保育所等の変更について**

入所・転所の必要がなくなった方は、各月の申込期限までに、「利用調整申込取下げ兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等を変更する方は「希望保育所等変更届」を保育支援課へ提出してください。

取下げ等の手続きのない場合は、入所または転所を希望している児童として利用調整を行います。

兄弟姉妹で同時に申込み方の入所方法について

兄弟姉妹で同時に申込みする場合は、次のいずれかを選択し、申込書に記入してください。
新規・転所ともに、兄弟姉妹同時に申込みをする際はいずれかを選択していただく必要があります。

1人のみの入所は希望しない	同時同所入所のみ	同じ月に同じ保育所等の入所のみを希望
	同時入所のみ	希望順位を優先。 別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
	同時入所のみかつ同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合は別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
1人のみでも入所を希望する	同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合は保育所等が別々でも、入所できる児童が1人でも入所を希望
	希望順位優先	希望順位を優先し、保育所等が別々でも、入所できる児童が1人でも入所を希望

「同時」というのは「入所のタイミングを揃える」ということ、「同所」というのは「入所する場所を揃える」ということを指します。同じ順番、同じ数の希望でなければ、「同時同所入所のみ」以外の兄弟姉妹入所方法から選んでください。

注意事項

【兄弟姉妹ともに新規で同時に申込み】

- ☑ 「同所優先」「希望順位優先」を選択した場合、1人だけ利用可能な保育所等が決定することがあります。その場合でも就労等の保育要件が必要となり、定められた期限までに保育要件が確認できない場合(育児休業から復帰しない場合等)は退所となります。兄弟姉妹ともに預けることができなければ育児休業から復帰できない等、保育要件の確認がとれない場合は「同時同所入所のみ」「同時入所のみ」「同時入所のみかつ同所優先」のなかから入所方法を選んでいただくこととなります。

【入所中のお子さんの転所、兄弟姉妹の新規を同時に申込み】

- ☑ 「同所優先」「希望順位優先」を選択した場合、入所中のお子さんの転所のみ決定することがあります。その場合でも就労等の保育要件が必要となり、定められた期限までに保育要件が確認できない場合(育児休業から復帰しない場合等)は退所となります。兄弟姉妹ともに預けることができなければ育児休業から復帰できない等、保育要件の確認がとれない場合は「同時同所入所のみ」「同時入所のみ」「同時入所のみかつ同所優先」のなかから入所方法を選んでいただくこととなります。

～ 希望保育所選びのご参考に ～

どんな遊びをしているの？

どんな給食が食べられるの？

保育園の大きさは？

保育所等の申込みの際には、希望保育所等の事前見学をおすすめしております(⇒11頁)。お子さんに合った保育所等をお選びください。

また、厚生労働省の示す「よい保育施設の選び方 十か条」もご参考にしてください。
⇒ http://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html

保育所等入所中及び入所が決定された方への確認事項

就労状況等が変更した場合は保育支援課へ届出が必要です。

支給認定の申請後及び支給認定を受けた後、次の項目に変更があるときは、原則、保育支援課へ届出が必要となります。「状況変更届」及び変更内容のわかる書類()をご提出ください。状況変更に伴い、認定区分・事由・保育必要量が変更となる場合は、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定変更通知書」及び新しい認定証を送付します。

保育要件(就労、育休期間、退職、傷病、介護、就学等)、住所、家族の状況(出産、離婚、結婚、扶養義務者との同居・別居)、課税状況 等

変更内容のわかる書類の例

- ・産休、育休又は休学中の方が、復職又は復学した場合：「復職(復学)証明書」
- ・就労先内定で申込みをした方が、就労を開始した場合：「就労開始証明書」
- ・退職し、求職活動をしている場合：「求職活動誓約書」
- ・求職活動をし、次の就労先が内定した場合：「就労(内定)証明書」

認定変更の届出期限について

認定変更(認定事由、保育必要量等)の届出の期限は、毎月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)です。期限までに認定変更に必要な書類(状況変更届と変更内容のわかる書類)を提出された方は、翌月より認定が変更になります。期限を過ぎて提出された場合、翌々月からの認定変更となります。

現況届の提出

保育所等に入所している場合は、年度の途中(例年7月頃)に現況届の提出が必要です。保育要件の確認書類と利用者負担額の決定のための税資料とともに提出していただきます(税資料は、市民税情報を公簿で確認できる場合は提出不要です)。

保育所等に入所している場合で、保育要件(就労等)がない、利用調整時と同等以上の保育要件がない、書類の提出がない場合は、退所していただくことがあります。

保育所等を退所・入所取消になることがあります。

利用可能な保育所等の決定後又は入所後に以下の状況になった場合、退所または入所取消となります。

- (1) 支給認定が取消となった(転出継続の場合を除く)。
- (2) 提出書類の内容が事実と異なる。
- (3) **入所したときと指数が変わるほど保育要件が減少した(就労日数、就労時間が減少した等)。**
- (4) 下のお子さんを出産後、2か月を経過して職場復帰しない(育児休業を取得する場合を除く)。
- (5) 入所した児童以外の児童が満1歳に達して最初に迎える4月末日を超えても育児休業を取得する(ただし、その時に上のお子さんが5歳児クラスに在籍の場合は就学前まで継続利用が可能)。
- (6) **育児休業取得者が職場復帰しない、または同一の就労先に復帰せず退職した。**
- (7) 入所中に父母が同じ時期に育児休業を取得した(母の産休期間中のみ父の育児休業取得は可能)。
- (8) 下のお子さんの出産が理由で上のお子さんが入所し、出産後2か月を経過した。
- (9) 就労内定を理由に入所した後、入所月の月末までに就労していない。
- (10) 求職活動を理由に入所した後、2か月を経過しても就労(1か月48時間以上)せず、入所翌々月の10日(土日祝日の場合はその直前の平日)までに就労を開始した証明書の提出ができない。
- (11) 保育要件がない。
- (12) **2か月以上連続で通所しない(里帰り出産を含む)。**
- (13) 市外へ転出する(転出先の市区町村と協議の上、市外からの継続通所は可能)。
転出後も継続して通所する場合は、府中市民として退所の手続きをしたうえで、転出後に転出先の市区町村保育所等担当部署で手続きが必要になります(府中市の支給認定は取消しとなります)。

保育時間を超える利用と延長保育について

「保育短時間」に認定された方が、保育所等の定める保育短時間の8時間を超えて利用する場合は、保育標準時間の11時間の範囲内については、標準内延長保育料金をお支払いいただきます。また、保育短時間及び保育標準時間のいずれの認定の場合も、午後6時以降に利用する場合は「延長保育」となり、延長保育料金をお支払いいただきます(延長保育料金に関しては25頁以降をご参照ください)。

○保育所等の利用調整を行う基準等

保育所等の利用調整を行う基準表

保護者の基本指数

項目	保護者の状況		基本指数	
1	就労	自営・内職以外	就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100
		内職	就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90
			就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80
			就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上以上の就労をしている。	70
			就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60
	自営	就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上以上の就労をしている。	70	
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60	
		就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100	
		就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90	
		就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80	
		就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上以上の就労をしている。	70	
就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60			
2	出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内である。	80	
3	傷病	入所希望月初日の1年前の日から入所希望月初日の3か月後の日までの間において、28日以上以上の入院をした後に3か月以上の通院をしている、又は当該入院をした後の通院が見込まれている。	100	
		常時臥床の状態にある。		
		重度の精神性疾患を有している。	90	
		精神性疾患を有し、1週間に1日以上以上の通院をしている、又は常時家庭生活に著しく支障をきたしている。		
		精神性疾患以外の傷病により常時家庭生活に著しく支障をきたしている。		
		精神性疾患を有し、1か月に2日又は3日の通院をしている。		
	障害	精神性疾患以外の傷病で1週間に3日以上以上の通院をしている。	80	
		軽度の精神性疾患を有している。	70	
		上記以外の傷病の状態にあり、明らかに保育を必要とする。	60	
		身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者である。	100	
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)、愛の手帳3度の者又は精神障害者保健福祉手帳3級の者である。	90	
身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)である。	80			
身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)又は愛の手帳4度の者である。	70			
身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)である。	60			
4	同居親族介護・看護	要介護4以上又はこれに準ずる状態にある者について、1週間に40時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	100	
		要介護4以上又はこれに準ずる状態にある者について、1週間に32時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	90	
		要介護3以上又はこれに準ずる状態にある者について、1週間に24時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	80	
		要介護2以上又はこれに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上、1週間に3日以上以上の付添介護又は付添看護をしている。	70	
		要介護1以上、要支援2又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60	

項目	保護者の状況		基本指数	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	100	
6	求職活動中	生計中心者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	60	
		生計中心者以外の者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	50	
7	就学・技能習得	学校等（通学を伴うものに限る。以下同じ。）において1週間に40時間以上の就学又は技能習得をしている。	100	
		学校等において1週間に32時間以上の就学又は技能習得をしている。	90	
		学校等において1週間に24時間以上の就学又は技能習得をしている。	80	
		学校等において1日に4時間以上、1週間に3日以上の上の就学又は技能習得をしている。	70	
		学校等において1か月に48時間以上の就学又は技能習得をしている。	60	
		1週間に20時間以上の自宅での通信教育その他の通学を伴わない就学又は技能習得をしている。		
8	保護家庭	児童の安全のために、適切な保育が必要である特別の事情がある。	協議して定める。	
9		児童の両親が不存在である。	100	
10		ひとり親が保育をしている。	100	
11	特例	就労内定	入所希望月の末日までに指数60以上の就労をすることが証明書で確認できる。	60
		就学予定	入所希望月の末日までに指数60以上の就学をすることが証明書で確認できる。	60
		別居親族 介護・看護	要介護2以上又はこれに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上、1週間に3日以上の上の付添介護又は付添看護をしている。	70
			要介護1以上、要支援2又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60
			上記のほか明らかに保育を必要とすると認められる。	協議して定める。

保育所等の利用調整を行う基準調整表

保護者個人に係る調整指数

項目	内容	調整指数
就労時間に対して相当の収入が確認できない	保護者の基本指数の表の項目1の自営・内職以外に該当し、就労時間に対する収入が、最低賃金法に規定する地域別最低賃金を下回る。	- 10
	保護者の基本指数の表の項目1の自営に該当し、就労時間が1週間に40時間以上であるが、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度をいう。)の市町村民税が課されない。	- 10
所得未申告・(非)課税証明書未提出	利用調整申込期日において、利用調整の対象となる月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)の市民税所得割額を府中市の公簿等で確認できない場合であって、当該市民税に係る所得の申告をしたことを証明できない、又は当該年度の(非)課税証明書を提出できない。ただし、市町村民税の賦課期日において日本国内に住所を有しておらず、当該市町村民税の納税義務がない場合を除く。	- 10
育児休業	保護者の基本指数の表の項目1に該当し、育児休業中で、入所希望月の翌月初日までの復職が証明できない。	- 20
傷病等	保護者の基本指数の表の項目3又は4に該当する。	0 ~ + 10
求職活動中	保護者の基本指数の表の項目6に該当し、公共職業安定所の登録証の写しを提出できない。	- 5

世帯に係る調整点

項目	内容	調整点
両親不存在	児童の両親が不存在の世帯。	+ 40
災害	世帯が保護者の基本指数の表の項目 5 に該当する。	+ 40
兄弟姉妹入所	市内の保育所等の利用調整の申込みをしている児童のほかに、入所希望月において市内の保育所等を利用している児童又は入所希望月から利用可能な市内の保育所等が決まっている兄弟姉妹がいる。	+ 2
	新規利用調整の申込みをしている児童が 2 人以上いる。	+ 3
兄弟姉妹が 3 人以上	市内の保育所等の利用調整の申込みに係る児童と、市内の保育所等を利用して入所希望月以後も継続して利用する児童が合計 3 人以上いる。	+ 1
兄弟姉妹がいる家庭	入所希望月において世帯に係る調整点の「兄弟姉妹入所」に該当しない小学校第 6 学年までの兄弟姉妹がいる。	+ 1
地域型保育事業の利用	地域型保育事業の 2 歳児クラスを卒園し、4 月から利用可能な保育所等が決まっていないため、3 歳児クラスの利用調整の申込みをしている(4 月利用調整に限る)。	+ 3
保育所等以外での保育の利用	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限る。以下同じ。)を現に有償で利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して 3 か月以上 6 か月未満有償で利用(1 か月あたり 3 万円以上の費用を伴う利用又は 1 か月に 12 日以上の利用に限る。)している。	+ 2
	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等を現に有償で利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して 6 か月以上有償で利用(1 か月あたり 3 万円以上の費用を伴う利用又は 1 か月に 12 日以上の利用に限る。)している。	+ 3
産前産後休業・育児休業取得による退所後の再利用	産前産後休業又は育児休業の取得により市内の保育所等の利用をしなくなった児童が、再度利用調整の申込みをしている世帯。ただし、利用をしなくなった日から利用調整対象日までの期間が 1 年以上の場合に限る。	+ 10
祖父母同居	祖父母と同居している世帯。ただし、当該祖父母が 60 歳以上の場合又は保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のいずれかに該当する場合を除く。	- 1
生活保護受給世帯	生活保護受給世帯。	+ 1
転入予定	市内に転入する旨の誓約書は提出できるが、当該転入先となる不動産に係る売買契約書、賃貸契約書等の写しが提出できない。	- 10
ひとり親	ひとり親が保育をしている世帯。	0 ~ + 10
利用者負担滞納	利用調整申込期日において利用者負担(卒園児を含む。)を理由なく滞納している。	- 50
保育所等利用辞退	利用調整の申込みに係る児童が、入所希望月の前 1 年以内の利用開始のための利用調整により決定した保育所等の利用を辞退している。	- 50
児童保護	児童の健全な成長のため、適切な保育の緊急度が高く、特に配慮が必要と認められる世帯。	協議して定める。
保育士	利用調整申込期日において、当該児童の保護者が保育士証の写しを提出でき、児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業施設、認証保育所又は幼稚園(市外を含む)等に就労し、又は就労する予定である。	+ 1

平成 3 2 年度の利用調整において、世帯に係る調整点「保育所等以外での保育の利用」項目について、保護者のいずれか(または両方)が育児休業中の利用は対象外とする予定です。

基準表及び基準調整表の取扱いについて

< 総合点 >

母の指数(保護者の基本指数(上限100点) ± 保護者個人に係る調整指数)
+ 父の指数(保護者の基本指数(上限100点) ± 保護者個人に係る調整指数)
± 世帯に係る調整点

< 注意事項 >

- 1 表の項目1の「就労時間」とは、契約上の実働時間と休憩時間を合わせた就労時間をいう。ただし、申込期日の直近6か月のうち、就労実績における就労時間が契約上の就労時間より少ない月が3か月を超える場合には、就労実績に基づいた時間をいう。
- 2 育児休業を取得している者で、入所希望月の翌月の初日までに復職を誓約できる場合は就労しているものとして扱う。ただし、産前産後休業・育児休業前に同じ状態の就労をしている場合に限る。
- 3 この表の項目1において「内職」とは、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者である場合をいう。
- 4 「自営」とは、事業主が保護者のいずれか又は保護者の父若しくは母である場合をいう。
- 5 出産要件期間については、産前産後休業終了後に復職を誓約できる場合は就労している者として利用調整を行う。
- 6 傷病、障害又は同居親族介護・看護について、府中市保育支援課指定様式以外の診断書を提出した場合は原則、指数を70までとする。
- 7 傷病における「明らかに保育を必要とする」とは、安静(または安静に近い状態)が必要で、概ね2週間に1回以上通院が必要である状態をいう。
- 8 「生計中心者」とは利用調整の申込みに係る児童と生計を同じくする保護者のうち、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの間にあっては、前年度をいう。)の所得が高い者をいう。
- 9 「学校等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 学校教育法に規定する学校、専修学校及びこれに準ずる施設
 - (2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及びこれに準ずる施設
- 10 ひとり親に該当する者については、従たる保護者の基本指数を100とする。
- 11 「就学予定」とは、休学中の者を含む。
- 12 保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のうち、複数のものに該当する者については、保護者それぞれの指数が最も高くなる状況(指数が同じ場合には、下記の優先順位により優先される項目における保護者の状況)に該当するものとして扱う。
- 13 世帯に係る調整点の兄弟姉妹入所の項目のいずれにも該当する場合は、同項の調整点は+3とする。
- 14 保育所等の利用調整を行う基準表等は毎年見直しを行っています。

< 優先順位 >

総合点	主たる保護者の指数と従たる保護者の指数の合計	主たる保護者の指数
主たる保護者の項目	従たる保護者の指数	従たる保護者の項目
主たる保護者: 世帯の中で主に保育に従事している方(主に母親とする)。		
年 税 額: 児童の保護者及び同居同一生計の扶養義務者の入所希望月の属する年度(4月から8月までの利用調整の場合は前年度をいう。)の市民税所得割の合計額。		

< 項目の優先順位 >

保護家庭(項目8)	両親不存在(項目9)	ひとり親家庭(項目10)	傷病・障害(項目3)
介護・看護(項目4)	災害(項目5)	就 労(項目1)	就 学(項目7)
出 産(項目2)	特 例(項目11)	求職活動中(項目6)	

認可外保育施設等について

各施設の利用につきましては、保育内容及び保育料金等をご確認のうえ、直接各施設へお申込みください。

東京都認証保育所(利用者補助対象施設)

施設名	所在地	電話番号	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
府中プチ・クレイシュ	府中町 1-6-2 三和第2ビル5階	042- 362-8101	40	円 57,000	円 57,000	円 52,000	円 44,000	円 44,000
府中北 プチ・クレイシュ	浅間町 3-18-1 フォレストハウス2階	042- 388-2185	29	54,000	54,000	49,000	41,000	41,000
エーワン東府中駅前 保育園	清水が丘1-3-8 小林ビル3階	042- 358-0705	40	53,000	50,000	50,000	50,000	50,000
ピジョンランド府中	宮町 2-15-13 第15三ツ木ビル1階	042- 354-7722	23	56,500	53,000	49,500	49,000	49,000
田中保育所	新町 2-42-2	042- 362-2838	40	56,000	56,000	56,000	52,000	52,000
府中エンゼルホーム	東芝町 1-64 エコーパス1階	042- 340-5885	31	45,000	42,000	40,000	35,000	35,000
リブリエンゼル府中	本宿町 4-13-8	042- 319-8740	44	50,000	47,000	45,000	40,000	40,000
ソラスト府中	小柳町 2-12-1 プラタ細野1階	042- 368-3771	40	58,000	57,000	56,000		
ごんべのお宿保育園	清水が丘1-5-47	042- 367-0986	24	59,000	59,000	59,000	49,000	49,000
京王キッズプラッツ 東府中	清水が丘 1-8-3 京王リナド 東府中 2階	042- 306-5288	38	53,300	52,400	51,400	46,700	45,700
ポピンズナーサリー スクール府中	寿町 2-1-28	042- 330-2166	40	66,000	65,000	65,000	60,000	59,000
グローバルキッズ 府中本町園	本町 1-14-32 ザ・ミレニアムフォート 府中御殿坂 2F	042- 368-1110	40	56,000	53,000	53,000	50,000	50,000
みのり保育園	幸町 3-3-46	042- 319-1073	37	56,000	56,000	56,000	52,000	52,000
ヒューマンアカデミー 中原原保育園	四谷 1-17-8	042- 365-6877	40	52,000	52,000	48,000	39,000	39,000
ぱる キッズ府中	幸町 2-13-29	042- 330-5550	24	65,000	65,000	62,000	62,000	59,000
四谷保育園	四谷 2-71-1	042- 302-1431	19	38,000	38,000	38,000		
(仮称)きなり保育園 H31.4.1開園予定	天神町 3-10-24	(仮)042- 319-1073	40	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000

週5日、1日8時間預ける場合の月額保育料です(平成30年10月1日現在)。この他に入園料や諸経費がかかる場合がありますので、詳しくは各施設までお問合せください。なお、定員及び保育料は変更する場合があります。一時預かりを行っている場合がありますので、詳しくは各施設までお問合せください。

「(仮称)きなり保育園」の連絡先は、運営法人「株式会社パザパ」の系列園である「みのり保育園」となります。

認可外保育施設利用者保育料助成金(平成30年10月1日現在)

東京都認証保育所等の認可外保育施設(市外も可)利用者(月160時間以上の利用をしている児童の保護者)に対し、以下のとおり保育料の助成を行っています。申請は施設利用開始後に、施設を通して行います。

助成金の額

	児童1人当たりの助成金の額(月額)	
	第1子	第2子以降の子
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・ 市民税所得割課税額が169,000円を超えない世帯	30,000円	40,000円
市民税所得割課税額が 169,000円以上397,000円を超えない世帯	25,000円	35,000円
市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	20,000円	30,000円

「第2子以降の子」とは、児童の兄弟が、小学校就学前である場合又は当該助成金対象施設に入所中である場合です。市民税額は、保護者及び同居の扶養義務者の市民税所得割額の合計額です。また、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しません。

助成金の額が実際に納付した保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度とします。

一時預かり事業・定期利用保育事業

【一時預かり事業】

保護者の出産・病気・就労・就学などのほか、リフレッシュなど理由を問わず利用できます。

【定期利用保育事業】

保護者が月に48時間以上の就労のため、月を単位として複数月にわたり継続的に保育を必要としている場合に利用できます。利用料金は各園により異なりますが、いずれも日額2,200円又は月額44,000円を上限としています。延長保育など、別に費用がかかる場合があります。

【共通事項】

保育の内容や料金、申込等につきましては、直接各施設へお問合せください。原則として、一時預かり事業実施施設では定期利用保育事業も実施しています。

平成30年度の内容です。平成31年度は内容が変更となる可能性があります。

【一時預かり・定期利用保育実施施設】

施設名	年齢	施設名	年齢
府中愛児園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで	キッズランド府中保育園	3か月健診受診後～ 2歳児クラスまで
晴見保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで	わらしこ第2保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで
押立保育園	1・2歳児クラスのみ	白糸さくらんぼ保育園	生後4か月目～ 5歳児クラスまで
府中保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで	分倍保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで
にじのいる保育園	2歳児クラス～ 5歳児クラスまで	光明高倉保育園	満1歳～ 5歳児クラスまで
山手保育園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで	まなびの森保育園中河原	生後6か月目～ 5歳児クラスまで
さくらんぼ保育園	生後4か月目～ 5歳児クラスまで	そよかぜハーモニー保育園	1歳児クラスのみ
押立第二保育園	2歳児クラス～ 5歳児クラスまで	よつば保育園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで
わらしこ保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで	第2キッズランド府中保育園	3か月健診受診後～ 2歳児クラスまで
第2府中保育園	生後6か月目～ 3歳児クラス以上は応相談	アスク府中本町保育園	1歳児クラス～ 5歳児クラスまで
山手保育園清水が丘分園	生後6か月目～ 5歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで
やまびこ保育園	生後57日目～ 5歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園分園	生後57日目～ 2歳児クラスまで

新設園については一時預かり事業・定期利用保育事業を実施予定です。27頁「新設園」の問合せ先までお問合せください。

その他の民間保育施設

利用を希望する方は、保育料や保育内容などを直接各施設へご確認ください。

企業主導型保育施設		
カメラアキッズ 東府中園	若松町 1-7-6	042-319-8322
府中さくら通り保育園	府中町 1-26-15	03-5766-6010
その他の認可外保育施設		
Jelly Beans	府中町 2-25-10	042-335-1170
聖イリナ・モンテッソーリスクール	住吉町 2-24-50	042-366-2693
たんぼぼのおうち	府中町 2-6-14 ヴェノス府中 1-C	042-306-5587

市立保育所の再編について（平成30年10月現在）

市では現在、多様化し増加する保育・子育て支援ニーズや市立保育所の施設老朽化などの保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、今後の保育行政のあり方に関する基本方針(平成26年1月策定)に基づき、『市立保育所における民間活力の積極的な活用』と『市立保育所の重点集約化』の2つの取組により、市立保育所の再編を進めています。

この市立保育所(公設公営)の再編に伴い、お申込みに当たっては、次の事項にご注意ください。

《 市立保育所の申込みに当たっての注意事項 》

基幹保育所の6施設

▶ ①東、②北山、③住吉、④小柳、⑤本町、⑥三本木保育所

上記の6つの市立保育所を地域子育て支援を行う拠点施設である基幹保育所として位置付けており、今後、機能強化に向けた施設改修、移転・建替等を予定しています。

- ➡「北山保育所」及び「三本木保育所」では、他の基幹保育所に先駆けて平成28年度に施設改修等を行い、平成29年10月から地域子育て支援センター「はぐ」を開設しています。
- ➡「東保育所」及び「住吉保育所」については、施設整備完了後、運営準備が整い次第、「はぐ」を開設します。
- ➡「小柳保育所」及び「本町保育所」については、今後、施設の老朽化対応及び機能強化に向けた、移転・建替等を予定しています。移転先については、決定次第お知らせします。

近隣の市立保育所における取組(定員枠調整方式(次頁参照)の実施)に伴い、統合先として一定期間、定員を調整(定員減など)した後に、近隣の施設と統合することがあります(統合後、当該施設は存続)。

- ➡「東保育所」では、具体的な取組を進めています。(☞次頁取組①参照)
- ➡「住吉保育所」では、移転(建替)を含む具体的な取組を進めています。(☞次頁取組③参照)

基幹保育所を除く9施設

▶ ①南、②北、③西、④中央、⑤朝日、⑥四谷、⑦八幡、⑧西府()
⑨美好保育所 共通事項も参照

当該9つの市立保育所を民間活力活用の対象施設として位置付けています。

市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、設置・運営事業者を府中市から民間事業者へ変更することがあります。... **直接移管方式(次頁 1)**

- ➡「南保育所」では、民間移行を完了し、平成30年4月から「光明府中南保育園」として、社会福祉法人多摩養育園による運営を開始しています。

一定期間において定員を調整(定員減など)した後に、近隣の施設と統合することがあります(統合後、当該施設は廃止・閉園)。... **定員枠調整方式(次頁 2)**

- ➡「西保育所」「朝日保育所」「美好保育所」「四谷保育所」では現在、具体的な取組を進めています。(☞次頁取組②・取組④・取組⑤・取組⑥参照)
- ➡「八幡保育所」については、今後、なるべく早い段階で定員枠調整を行い、近隣の基幹保育所との統合を予定しています。統合先については、決定次第お知らせします。

「西府保育所」は今後、定員枠調整は行わず、移転を行う予定があります。(☞次頁取組⑦参照)

共通事項(全施設)

近隣の認可外保育施設に入所する児童等を対象に園庭やプール等の一部開放を行うことがあります。

今後の具体的な取組予定

市では現在、次の市立保育所で具体的な取組を予定しています。その他の取組については、今後検討を進め、具体的なスケジュールが決定次第、市のホームページ等で順次公表を行う予定です。

また、各施設の老朽化の状況その他の事情により、下記スケジュールが変更になることがありますのでご了承ください。

統合（受入）先となる市立保育所の予定

区分	実施施設	今後の取組予定
取組①	東保育所	～平成31年度7月 ... 増築・改修等工事（保育時間中においても工事を行います。） 以降は取組④参照
取組②	西保育所	～平成33年度4月 ... 取組⑤参照 なお、美好保育所と統合後も当面の間は市立保育所として運営を継続します。 施設の老朽化に対応するため、改修等の工事（保育時間中含む）を行うことがあります。
取組③	住吉保育所	～平成31年度11月 ... 新園舎の整備（整備(移転)先(*)で建設工事を行います。） 平成31年度（平成32年）1月以降(新園舎整備後) ... 移転 以降は取組⑥参照 *【新園舎の整備(移転)先】都営府中南町アパート(住吉町二丁目)内の現園舎南側の所有地

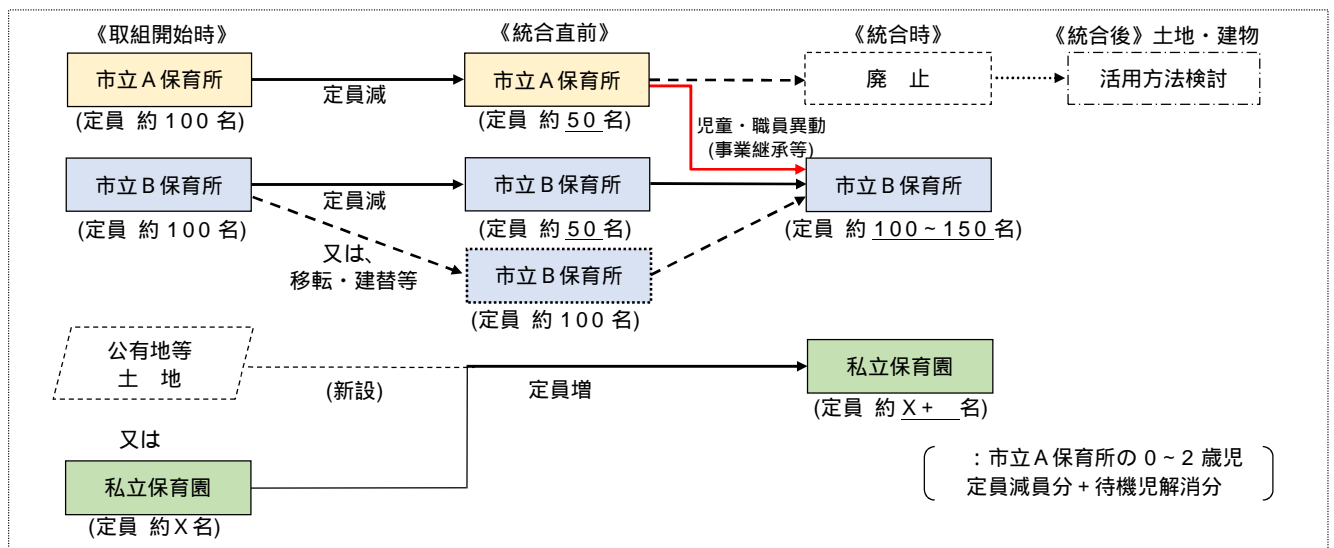
廃止・休止となる市立保育所の予定

区分	実施施設	今後の取組予定
取組④	朝日保育所	～平成31年度 ... 定員枠調整方式（下記 2・3 参照）により「朝日保育所」及び「東保育所」において定員調整(新規受入抑制) 平成32年度4月 ... 「東保育所」へ統合 [取組①関連] 及び「朝日保育所」の廃止
取組⑤	美好保育所	～平成32年度 ... 定員枠調整方式（下記 2・3 参照）により「美好保育所」及び「西保育所」において定員調整(新規受入抑制) 平成33年度4月 ... 「西保育所」へ統合 [取組②関連] 及び「美好保育所」の休止 (平成33年度中 ... 施設・設備の改修工事 [取組⑦関連])
取組⑥	四谷保育所	～平成34年度 ... 定員枠調整方式（下記 2・3 参照）により「四谷保育所」において定員調整(新規受入抑制) 平成35年度4月 ... 「住吉保育所」へ統合 [取組③関連] 及び「四谷保育所」の廃止
取組⑦	西府保育所	平成33年度下半期 ... 休止後の「美好保育所(改修工事済)」へ移転(移転後、美好保育所にて運営開始)及び「西府保育所」の廃止(*) 平成34年度以降 ... 現園舎解体後、私立保育園の整備(予定) *美好保育所(美好町2-4・都営住宅内)へ児童・職員と共に移転し、その後も当該地において運営を行います。

採用手法について

1 直接移管方式：他市における「民営化」の一般的な手法となります。この方式の詳細を定めた「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を現在、市のホームページで公表しています。

2 定員枠調整方式：下記イメージフロー参照



3 定員変更計画：下記のとおり

取組①④：市立朝日保育所 市立東保育所(統合イメージ)

単位：人

区分	市立朝日保育所(定員数)							市立東保育所(定員数)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H31年度	3	5	6	10	10	26	60	5	10	12	16	16	26	85
H32年度	廃止 [市立東保育所へ統合]							8	15	18	24	26	26	117

取組②⑤：市立美好保育所 市立西保育所(統合イメージ)

単位：人

区分	市立美好保育所(定員数)							市立西保育所(定員数)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H31年度	3	8	8	12	20	20	71	6	10	10	14	26	26	92
H32年度	3	6	8	12	12	20	61	6	10	10	14	14	26	80
H33年度	休止 [市立西保育所へ統合]							8	14	18	24	26	26	116

取組③⑥：市立四谷保育所 市立住吉保育所(統合イメージ)

単位：人

区分	市立四谷保育所(定員数)							市立住吉保育所(定員数) H32年1月以降新園舎へ移転						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H31年度	3	10	12	12	24	26	87	6	13	18	24	24	24	109
H32年度	3	10	10	12	12	24	71	6	15	18	24	24	24	111
H33年度	3	6	10	10	12	12	53	6	15	18	24	24	24	111
H34年度	3	6	10	10	10	12	51	6	15	18	24	24	24	111
H35年度	廃止 [市立住吉保育所へ統合]							6	18	24	28	34	34	144

よくある質問にお答えします

Q.1 「重点集約化」の取組により、市立保育所はどのように機能強化を図るのでしょうか？

A.1 基幹保育所として位置付けた6つの市立保育所では、現状の保育機能に加え、在宅子育て家庭等への支援を専門的に担う組織(チーム)を新たに編成・配置することにより、地域における子育て支援の充実を図ります。今後、基幹保育所では、在宅の子育て家庭が気軽に利用できる常設の子育て支援専用室等を整備するため、施設の改修等を予定しています。

Q.2 なぜ、市立保育所において民間活力の積極的な活用(民営化)を行うのですか？

A.2 民間事業者(私立保育園)の迅速性や柔軟性をはじめとする特長を活かし、市民ニーズが高い「一時預かり事業」などの新たな事業の展開を図ることにより、市全体の保育・子育てサービスの更なる充実を目指しています。

Q.3 定員枠調整方式により対象施設の定員数が減ることになりますが、その影響分の枠についてはどのように確保していくのでしょうか？

A.3 定員枠調整方式による取組に当たっては、統合先と統合元の2つの保育所の定員減員前の3歳未満児の定員総数を維持するため、対象施設の近隣において、私立保育園等の新設や定員拡大を行うことにより、当該取組の影響の抑制を図っています。

Q.4 直接移管方式により事業者が変更(民間移行)となった場合、また定員枠調整方式により複数施設が統合した場合、延長保育等の特別事業はどうなるのでしょうか？

A.4 環境変化を最小限に抑制するため、現在実施している延長保育等の特別保育事業は、民間移行後・統合先においても継続的に実施します。

Q.5 定員枠調整方式により統合する場合、移行先は統合先施設に限定されるのでしょうか？

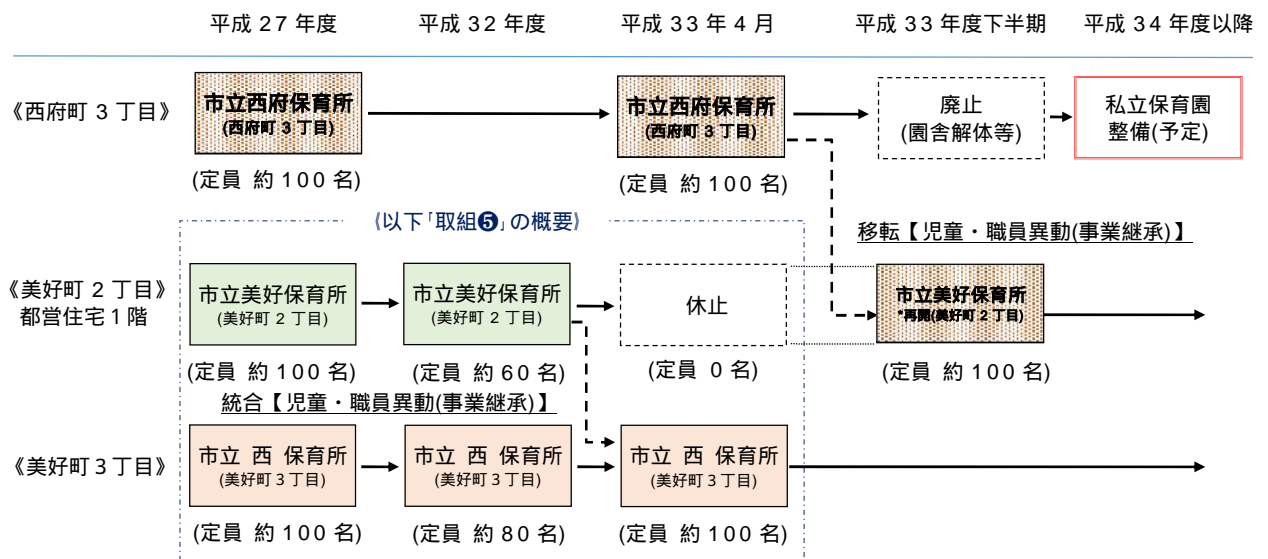
A.5 統合先の市立保育所へ移行していただくこととなります(朝日保育所の場合は東保育所へ、美好保育所の場合は西保育所へ、四谷保育所の場合は住吉保育所へ移行)。

Q.6 (定員枠調整方式により)閉園となった保育所は、どのように活用されるのでしょうか？

A.6 市が所有する保育所の建物や土地に関する廃止後の用途や取扱いについては、社会情勢や市民ニーズ等の状況を踏まえ、私立保育園等の新設・整備を含め、総合的に検討を進めることとなります。

Q.7 西府保育所の移転(取組⑦)は、いつ頃の予定で実施されますか？

A.7 現時点では次のとおり、平成 33 年度の下半期を目途に休止した「旧・美好保育所(美好町二丁目・都営住宅内)」への移転を予定しています。



都営住宅を所管する東京都の動向により、予定が変更となる場合があります。

Q.8 住吉保育所の移転(取組⑧)は、どのように実施されるのですか？

A.8 現在の住吉保育所については、新園舎移転まで運営を継続します。平成 31 年 11 月までを予定する新園舎建設工事完了後、備品搬入等の運営準備を行ったのち、住吉保育所入所児童の新園舎への移転を予定しております。現在、平成 32 年 1 月から新園舎での運営開始を予定しておりますが、工事の状況等により予定が変更となる場合があります。

上記の「市立保育所の再編について」は、平成 30 年 10 月現在の計画であり、新たな取組スケジュールのほか、計画その他の状況に変更が生じた場合は、市のホームページ等において随時公表を行います。

《市のホームページにおいて、「市立保育所の再編」に関する取組を公表しています》

府中市ホームページ【URL】<http://www.city.fuchu.tokyo.jp>

▶▶ [トップページ](#) ▶▶ [子育て・教育](#) ▶▶ [出産・子育て](#) ▶▶ [保育所・保育園](#) ▶▶ [市立保育所の再編](#)

保育所等施設情報

認可保育所

	施設名	所在地 電話番号	備考	クラス年齢別運用定員							延長保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所 公立	北 保 育 所	新町 1-64-1 042-363-9715	延長保育は満1歳から	9	14	24	24	26	26	123	18:00~20:00
	東 保 育 所	若松町 3-21-4 042-363-9716	延長保育は満1歳から	5	10	12	16	16	26	85	18:00~19:00
	西 保 育 所	美好町 3-23-2 042-362-8301	延長保育は満1歳から	6	10	10	14	26	26	92	18:00~19:00
	中央 保 育 所	晴見町 2-7-17 042-363-9713	延長保育は満1歳から	6	13	16	24	26	26	111	18:00~20:00
	北山 保 育 所	北山町 3-27-9 042-575-5771	延長保育は満1歳から	8	13	18	24	26	26	115	18:00~19:00
	住吉 保 育 所	住吉町 2-30-17 042-366-1426	延長保育は満1歳から	6	13	18	24	24	24	109	18:00~20:00
	朝日 保 育 所	朝日町 1-33-33 042-363-9127	0歳児クラスは生後3か月経過後から 延長保育は満1歳から	3	5	6	10	10	26	60	18:00~19:00
	小柳 保 育 所	小柳町 2-34-2 042-363-9510	延長保育は満1歳から	6	10	12	24	25	25	102	18:00~19:00
	四谷 保 育 所	四谷 5-3-1 042-368-1589	延長保育は満1歳から	3	10	12	12	24	26	87	18:00~19:00
	八幡 保 育 所	八幡町 1-12-12 042-365-7542	延長保育は満1歳から	6	12	12	24	26	26	106	18:00~19:00
	本町 保 育 所	本町 3-19-3 042-366-6886	延長保育は満1歳から	6	10	12	24	26	26	104	18:00~19:00
	三本木 保 育 所	府中町 3-23-1 042-365-6210	延長保育は満1歳から	8	20	24	24	36	36	148	18:00~19:00
	西府 保 育 所	西府町 3-32-12 042-366-7025	延長保育は満1歳から	8	12	16	24	26	26	112	18:00~19:00
	美好 保 育 所	美好町 2-4 042-366-5441	延長保育は満1歳から	3	8	8	12	20	20	71	18:00~19:00
認可保育所 私立	府中愛児園 福)やなぎ会	八幡町 3-18 042-361-2726	休日保育あり 枠外参照	20	65	66	70	70	66	357	18:00~22:00
	南分倍保育園 福)府中清心会	南町 2-41-39 042-361-9448	延長保育は満1歳から	6	15	18	22	22	22	105	18:00~19:00
	高安寺保育園 宗)高安寺	片町 2-4-1 042-364-7651		10	20	24	38	41	41	174	18:00~19:00
	千春保育園 福)千春会	武蔵台 3-9-4 042-321-3388		9	17	32	40	40	40	178	18:00~19:00
	是政保育園 宗)西蔵院	是政 3-6 042-361-7452		16	24	25	25	25	25	140	18:00~19:00
	晴見保育園 福)安立園	晴見町 1-13-5 042-368-0813		10	14	15	15	16	15	85	18:00~19:00
	押立保育園 福)桜友会	押立町 1-27-1 042-369-0600		9	21	22	26	26	26	130	18:00~19:00
	府中保育園 福)たけの子福祉会	分梅町 3-19 042-360-0222	1歳児クラスから	-	11	25	27	29	30	122	18:00~20:00
	にじのいる保育園 福)若水会	是政 5-21-47 042-369-1595		12	15	16	16	16	16	91	18:00~20:00
	山手保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 5-4-9 042-367-2104	2歳児クラスまで	12	16	16	-	-	-	44	18:00~19:00
	さくらんぼ保育園 福)紅葉の会	紅葉丘 1-28-1 042-366-2178		12	22	24	24	24	24	130	18:00~19:00
	押立第二保育園 福)桜友会	押立町 2-15-3 042-369-8755		9	19	22	23	23	24	120	18:00~19:00
	わらしこ保育園 福)わらしこの会	若松町 4-27-6 042-369-2622		12	15	16	19	19	19	100	18:00~19:00
	第2府中保育 福)たけの子福祉会	日新町 5-51-1 042-354-1666		9	15	20	22	22	22	110	18:00~19:00
府中めぐみ保育園 福)造恵会	宮町 1-21-2-104 042-336-6620	2歳児クラスまで 延長保育は満1歳から	9	13	14	-	-	-	36	18:00~19:00	

印は「民間活力導入予定対象施設」です(詳細は21号~24号をご確認ください)。

定員は、変更する場合があります。

府中愛児園は、0歳児クラスは緑町分園(緑町3-1-7シティテラス府中緑町B棟1階)、1・2歳児クラスは分園(八幡町3-5-18)、3~5歳児は本園(上記所在地)で保育を行います。

延長保育料(月極め・1時間)						標準内延長保育料(1時間)					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	500	500	500	400	400	400
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※ 公立保育所は、土曜日の延長保育を実施していません。 </div>											
9,800 (1,200)	8,500 (1,000)	7,300 (800)	6,000 (600)	6,000 (600)	6,000 (600)	1,200	1,000	800	600	600	600
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	900	900	900	600	600	600
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	500	500	500	500	500	500
当初30分(18:30まで)は定額3,500円、以降15分単位で300円						朝は無料					
(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	夕は15分単位で300円					
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	600	600	600	600	600	600
5,000 (500)	4,500 (450)	4,500 (450)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	500	450	450	400	400	400
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)		600	600	600	600	600
8,000 (500)	6,000 (500)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	500	500	300	300	300	300
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)				900	900	900			
5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	600	600	500	500	500	500
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	500	400	400	400	350	350
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	600	600	600	600	600	600
7,000 (800)	7,000 (800)	5,000 (800)				800	800	800			

	施設名	所在地 電話番号	備考	クラス年齢別運用定員							延長保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可 保育所 私立 施設名 下段 ・ 運営法人	キッズ'イト'武蔵保育園 特非)エイドセンター	若松町 4-9-12 042-369-8905		6	10	12	12	12	12	64	18:00~20:00
	山手保育園清水が丘分園 福)東京山手マリヤ会	清水が丘 2-41-2 042-352-7273	2歳児まで	6	12	12	-	-	-	30	18:00~19:00
	やまびこ保育園 福)やまびこの会	多磨町 2-56 042-362-2402		6	10	10	10	12	12	60	18:00~20:00
	キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネクト	住吉町 2-1-1 042-368-8885		6	8	10	10	10	10	54	18:00~19:00
	府中保育園分園 福)たけの子福祉会	西府町 1-60-1 042-319-9913	1歳児まで、2歳児以降は府中保育園へ、 延長保育は府中保育園にて	12	13	-	-	-	-	25	18:00~20:00
	キッズルームっこ保育園 特非)しいのみ会	清水が丘 3-21-25 042-365-5466		4	10	10	16	15	15	70	18:00~20:00
	府中中原雲母保育園 株)E-D・プランニング・ジャパン	住吉町 2-9-2 042-318-8600		6	10	11	11	11	11	60	18:00~20:00
	めぐみ第二保育園 福)造恵会	新町 1-64-3 042-368-5582		9	10	16	18	18	18	89	18:00~19:00
	西府の森保育園 株)こどもの森	本宿町 1-46-7 042-366-3021	1歳児から	-	12	14	14	14	14	68	18:00~20:00
	わらしこ第2保育園 福)わらしこの会	紅葉丘 1-1-2 042-354-2622		6	18	19	19	19	19	100	18:00~19:00
	山手こひつじ保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 4-13-8 042-314-0840		6	11	12	22	22	22	95	18:00~19:00
	白糸さくらんぼ保育園 福)紅葉の会	白糸台 3-36-2 042-367-4610		6	15	18	20	22	22	103	18:00~20:00
	分倍保育園 福)府中清心会	美好町 2-32-7 042-306-6996		6	20	24	32	32	32	146	18:00~20:00
	光明高倉保育園 福)多摩養育園	分梅町 1-31 042-330-2005	休日保育あり	9	22	24	30	30	30	145	18:00~22:00
	まなびの森保育園中原 株)こどもの森	住吉町 4-45-3 042-360-8585	延長保育は生後6か月から	6	12	18	18	18	18	90	18:00~20:00
	明桜保育園 社)明王会	四谷 2-31-1 042-306-5664		6	17	19	19	19	19	99	18:00~19:00
	そよかぜハーモニー保育園 福)やまぶき会	緑町 3-11-5 芳文社府中ビル2階 042-306-9144		6	10	10	10	10	10	56	18:00~19:00
	よつば保育園 福)ゆたか会	緑町 2-31-8 042-370-1148		9	15	18	20	20	20	102	18:00~19:00
	第2キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネクト	寿町 2-4-42 コープ府中寿町店3階 042-306-7557		6	10	12	14	14	14	70	18:00~19:00
	光明府中南保育園 福)多摩養育園	本町 2-29-11 042-363-9714	2歳児まで 延長保育は満1歳から	9	29	29	-	-	-	67	18:00~19:00
アスク府中本町保育園 株)日本保育サービス	本町 2-35-4 042-330-7471	延長保育は満1歳から	6	12	14	16	16	16	80	18:00~19:00	
太陽の子清水が丘三丁目保育園 HITOWA キッズライフ(株)	清水が丘 3-23-13 042-352-2061		3	9	10	12	13	13	60	18:00~20:00	
ラフ・クルー分倍河原保育園 株)コミニティハウス	美好町 3-22-2 内藤マンション1階 042-370-1386		3	9	9	17	17	17	72	18:00~20:00	
ラフ・クルー分倍河原保育園分園 株)コミニティハウス	美好町 3-4-1 芝寄ビル1階 042-319-9305	2歳児まで。3歳児以降は ラフ・クルー分倍河原保育園へ	3	8	8	-	-	-	19	18:00~20:00	
新設園 (私立)	(仮称)このめ保育園 福)ゆたか会	宮町 1-33-40 042-313-2415	左記問合せ先 福)ゆたか会	6	10	12	15	15	15	73	18:00~19:00
	(仮称)アスク府中片町保育園 株)日本保育サービス	片町 3-3-28 03-6455-8035	左記問合せ先 株)日本保育サービス	6	12	14	16	16	16	80	18:00~19:00
	(仮称)ふちしらコスモ保育園 株)コスモズ	白糸台 3-44-23 042-383-3023	左記問合せ先 株)コスモズ・企画部	6	20	21	23	23	23	116	18:00~20:00

新設園は私立認可保育園です。また、所在地は予定です。

月極め延長保育料 (1時間あたりの延長保育料)						標準内延長保育料(短時間認定者の1時間あたり料金)					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
8,200 (620)	6,200 (620)	6,200 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	620	620	620	620	620	620
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)				900	900	900			
8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)					600	600				
5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	500	500	500	400	400	400
8,000 (940)	6,000 (940)	6,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	940	940	940	940	940	940
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	500	500	500	400	400	400
	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)		400	400	400	400	400
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	500	400	400	400	350	350
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	900	900	900	900	900	900
6,000 (600)	6,000 (600)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	600	600	500	500	500	500
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	900	900	900	600	600	600
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	500	500	500	400	400	400
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	400	400	400	400	400	400
6,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	900	900	900	900	900	900
7,000 (500)	7,000 (500)	7,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	500	500	500	500	500	500
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	1,000	1,000	800	800	800	800
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)				500	500	500			
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	500	500	500	500	500	500
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	800	800	800	800	800	800
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	1,000	1,000	1,000	400	400	400
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)				1,000	1,000	1,000			
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	1,000	1,000	800	800	800	800
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	500	500	500	500	500	500
2,500 (1,200)	2,500 (1,200)	2,500 (1,200)	2,500 (1,200)	2,500 (1,200)	2,500 (1,200)	800	800	800	800	800	800

地域型保育事業

保護者の就労等により保育が必要な3歳未満の児童を対象に保育を行います。
 なお、2歳児クラス修了後には連携施設の3歳児クラスに繰り上がります。

【家庭的保育事業・小規模保育事業】

施設名 運営法人	所在地 電話番号	事業種別	クラス年齢別運用定員				連携施設	保育時間	延長保育時間
			0歳	1歳	2歳	合計			
保育ルーム ひよこっこはちまん 特非)しいのみ会	八幡町1-17-1 042-319-1424	家庭的保育事業	1	2	2	5	キッズルーム こっこ保育園	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00
保育ルーム ひよこっこわかまつ 特非)しいのみ会	若松町4-10-11 042-319-0474	小規模保育事業(B型)	2	4	4	10	キッズルーム こっこ保育園	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00

保育ルームひよこっこはちまん及び保育ルームひよこっこわかまつの延長保育料金は、1回につき30分あたり250円、1日30分利用する場合の月極め料金は2,500円となります。

【事業所内保育事業】

施設名 運営法人	所在地 電話番号	定員(上段:地域枠 下段:総定員)				連携施設	保育時間	延長保育時間
		0歳	1歳	2歳	合計			
ねぎし保育園 医社)根岸病院	武蔵台2-8-55 042-572-4167	5 (9)	6 (10)	6 (11)	17 (30)	千春保育園	保育標準時間認定者 7:00~18:00 保育短時間認定者 8:30~16:30	18:00~19:00

事業所内保育事業は、会社等の事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に行う保育事業です。従業員の児童(従業員枠)とその地域で保育が必要な児童(地域枠)と一緒に保育します。

延長保育料について

- ・保育標準時間認定を受け、18:00~19:00に利用する場合 1回につき1時間あたり500円
(1日1時間利用する1ヶ月の月極料金 5,000円)
- ・保育短時間認定を受け、7:00~8:30、16:30~18:00を利用する場合 1回につき1時間あたり500円

幼児教育の無償化について

幼児教育の無償化による制度の変更等があった場合、府中市のホームページ等でお知らせします。

利用者負担額表(2・3号認定子どもに係る利用者負担月額) (単位:円)

保育所・認定こども園の保育部分等を利用										
階層区分			0歳		1・2歳		3歳		4・5歳	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	1	1,500	1,100	1,500	1,100	1,000	800	1,000	800
C	市民税所得割非課税世帯		5,000	3,800	5,000	3,800	3,000	2,300	3,000	2,300
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	2	6,900	5,200	6,000	4,500	4,000	3,000	4,000	3,000
D2	24,000円以上 48,600円未満		9,200	6,900	8,000	6,000	6,000	4,500	5,700	4,300
D3	48,600円以上 69,300円未満		11,500	8,600	10,000	7,500	8,000	6,000	7,600	5,700
D4	69,300円以上 85,000円未満		13,800	10,400	12,000	9,000	10,000	7,500	9,500	7,100
D5	85,000円以上 97,000円未満		16,100	12,100	14,000	10,500	12,000	9,000	11,400	8,600
D6	97,000円以上 110,000円未満		18,400	13,800	16,000	12,000	13,000	9,800	12,400	9,300
D7	110,000円以上 123,000円未満		20,700	15,500	18,000	13,500	14,000	10,500	13,300	10,000
D8	123,000円以上 136,000円未満		23,000	17,300	20,000	15,000	15,000	11,300	14,300	10,700
D9	136,000円以上 147,000円未満		25,300	19,000	22,000	16,500	16,000	12,000	15,200	11,400
D10	147,000円以上 158,000円未満		27,600	20,700	24,000	18,000	17,000	12,800	16,200	12,200
D11	158,000円以上 169,000円未満		29,900	22,400	26,000	19,500	18,000	13,500	17,100	12,800
D12	169,000円以上 181,000円未満		32,200	24,200	28,000	21,000	19,000	14,300	18,100	13,600
D13	181,000円以上 193,000円未満		34,500	25,900	30,000	22,500	20,000	15,000	19,000	14,300
D14	193,000円以上 205,000円未満		36,800	27,600	32,000	24,000	21,000	15,800	20,000	15,000
D15	205,000円以上 217,000円未満		39,100	29,300	34,000	25,500	22,000	16,500	20,900	15,700
D16	217,000円以上 229,000円未満		41,400	31,100	36,000	27,000	23,000	17,300	21,900	16,400
D17	229,000円以上 243,000円未満		43,700	32,800	38,000	28,500	24,000	18,000	22,800	17,100
D18	243,000円以上 257,000円未満		46,000	34,500	40,000	30,000	25,000	18,800	23,800	17,900
D19	257,000円以上 271,000円未満		48,300	36,200	42,000	31,500	26,000	19,500	24,700	18,500
D20	271,000円以上 286,000円未満		50,600	38,000	44,000	33,000	27,000	20,300	25,700	19,300
D21	286,000円以上 301,000円未満		52,900	39,700	46,000	34,500	28,000	21,000	26,600	20,000
D22	301,000円以上 322,000円未満		55,200	41,400	48,000	36,000	29,000	21,800	27,600	20,700
D23	322,000円以上 345,000円未満		57,500	43,100	50,000	37,500	30,000	22,500	28,500	21,400
D24	345,000円以上 371,000円未満		59,800	44,900	52,000	39,000	31,000	23,300	29,500	22,100
D25	371,000円以上 397,000円未満		62,100	46,600	54,000	40,500	32,000	24,000	30,400	22,800
D26	397,000円以上 426,000円未満		64,400	48,300	56,000	42,000	33,000	24,800	31,400	23,600
D27	426,000円以上 465,000円未満		66,700	50,000	58,000	43,500	34,000	25,500	32,200	24,200
D28	465,000円以上 526,000円未満		69,000	51,800	60,000	45,000	35,000	26,300	32,800	24,600
D29	526,000円以上 645,000円未満		71,300	53,500	62,000	46,500	36,000	27,000	33,400	25,100
D30	645,000円以上		73,600	55,200	64,000	48,000	37,000	27,800	34,000	25,500

地域型保育事業を利用					
階層区分		0歳		1・2歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0
B	市民税非課税世帯	1	1,400	1,400	1,100
C	市民税所得割非課税世帯		4,500	4,500	3,400
D1	市民税所得割課税世帯 24,000円未満	2	6,200	5,400	4,700
D2	24,000円以上 48,600円未満		8,300	7,200	6,200
D3	48,600円以上 69,300円未満		10,400	9,000	7,800
D4	69,300円以上 85,000円未満		12,400	10,800	9,300
D5	85,000円以上 97,000円未満		14,500	12,600	10,900
D6	97,000円以上 110,000円未満		16,600	14,400	12,500
D7	110,000円以上 123,000円未満		18,600	16,200	14,000
D8	123,000円以上 136,000円未満		20,700	18,000	15,500
D9	136,000円以上 147,000円未満		22,800	19,800	17,100
D10	147,000円以上 158,000円未満		24,800	21,600	18,600
D11	158,000円以上 169,000円未満		26,900	23,400	20,200
D12	169,000円以上 181,000円未満		29,000	25,200	21,800
D13	181,000円以上 193,000円未満		31,100	27,000	23,300
D14	193,000円以上 205,000円未満		33,100	28,800	24,800

地域型保育事業を利用					
階層区分		0歳		1・2歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D15	205,000円以上 217,000円未満		35,200	30,600	26,400
D16	217,000円以上 229,000円未満		37,300	32,400	28,000
D17	229,000円以上 243,000円未満		39,300	34,200	29,500
D18	243,000円以上 257,000円未満		41,400	36,000	31,100
D19	257,000円以上 271,000円未満		43,500	37,800	32,600
D20	271,000円以上 286,000円未満		45,500	39,600	34,100
D21	286,000円以上 301,000円未満		47,600	41,400	35,700
D22	301,000円以上 322,000円未満		49,700	43,200	37,300
D23	322,000円以上 345,000円未満		51,800	45,000	38,900
D24	345,000円以上 371,000円未満		53,800	46,800	40,400
D25	371,000円以上 397,000円未満		55,900	48,600	41,900
D26	397,000円以上 426,000円未満		58,000	50,400	43,500
D27	426,000円以上 465,000円未満		60,000	52,200	45,000
D28	465,000円以上 526,000円未満		62,100	54,000	46,600
D29	526,000円以上 645,000円未満		64,200	55,800	48,200
D30	645,000円以上		66,200	57,600	49,700

- 備考 1 保育標準時間認定、保育短時間認定それぞれの表に定める額です。
 2 階層区分に記載されている額は、保護者及び同居の扶養義務者の市町村民税所得割額の合計額です。
 3 同一世帯に施設(保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、医療型児童発達支援等)を利用している小学校就学前児童が2人以上いる場合、該当児童のうち2番目に年齢の高い児童は表に定める額の半額、3番目以降の児童は無料です。
 4 調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しません。
 5 特別利用保育(例:1号認定を受けた児童が保育所に通う場合)はこの表に定める額を適用します。ただし、同一世帯の多子の考え方は「1号認定子どもに係る利用者負担月額」の方を適用します。
 (府中市では原則として1号認定を受けている児童の保育所入所は認めていません。)
 (1) 市町村民税所得割額57,700円未満に該当する世帯(市町村民税非課税世帯を含む)は、就学前児童に限らず、保護者と生計を一にする子どものうち、第2子は半額、第3子以降は無料となります(B階層の第2子以降は無料)。
 (2) 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額77,101円未満でひとり親等世帯は、施設等を利用する小学校就学前児童に限らず、保護者と生計を一にする子どものうち、第2子以降は無料となります。
 (3) (2)に該当する世帯は、利用者負担の上限は0~2歳児クラスは9,000円、3~5歳児クラスは6,000円となります(B階層は無料)。